

避難行動要支援者登録制度のご案内

南国市では、災害時に配慮が必要になるとされる方に対し、災害時の迅速な避難支援等へと繋げるために日頃からの防災訓練や見守り活動など減災に向けた地域の体制づくりを進めています。

そのためには行政の支援以外にも地域住民同士の日頃からの関係づくりが必要であり、その一助となるべく、登録対象者や希望者には登録申請を促しています。

災害時に救助や物資の提供等の支援を受けられることを保証するものではありません。

登録されることは地域の防災・見守り意識の一助に繋がるものであり、まずは誰もが「自らの命は自らで守る」という気持ちを持って、日頃から周囲と交流していくことが大切です。

なぜ地域で取り組む必要があるの？

行政の力だけでできることには限界があります。災害が発生した時には、行政も被災するため、必要な方に支援が届くまで、一定の時間がかかってしまいます。そのため、災害時には行政の力だけでなく、ご自身が自らの生命を守るための準備や地域のつながりを活かした助け合いが重要です。



登録対象者 ……地域の支援を必要とする在宅の方が対象です。

- ・身体障害者手帳 1 級又は 2 級の方(心臓・腎臓及び免疫機能障害は除く)
- ・療育手帳 A1(最重度)又は A2(重度)の方
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級の方
- ・要介護認定者:要介護 3～5 の方
- ・災害時個別支援計画の作成が必要な方(在宅人工呼吸器・在宅酸素療法患者、医療的ケア児など)
- ・その他、市長が避難行動要支援者と判断した方

※現在、施設に入所中の方や長期入院中の方は登録対象外です。

退院(退所)後、在宅になりましたら登録申請が可能となります。

その際にはお手数ですが、南国市福祉事務所までご連絡ください。

■ 登録申請から活用までの流れ

①. 登録の申請をします。

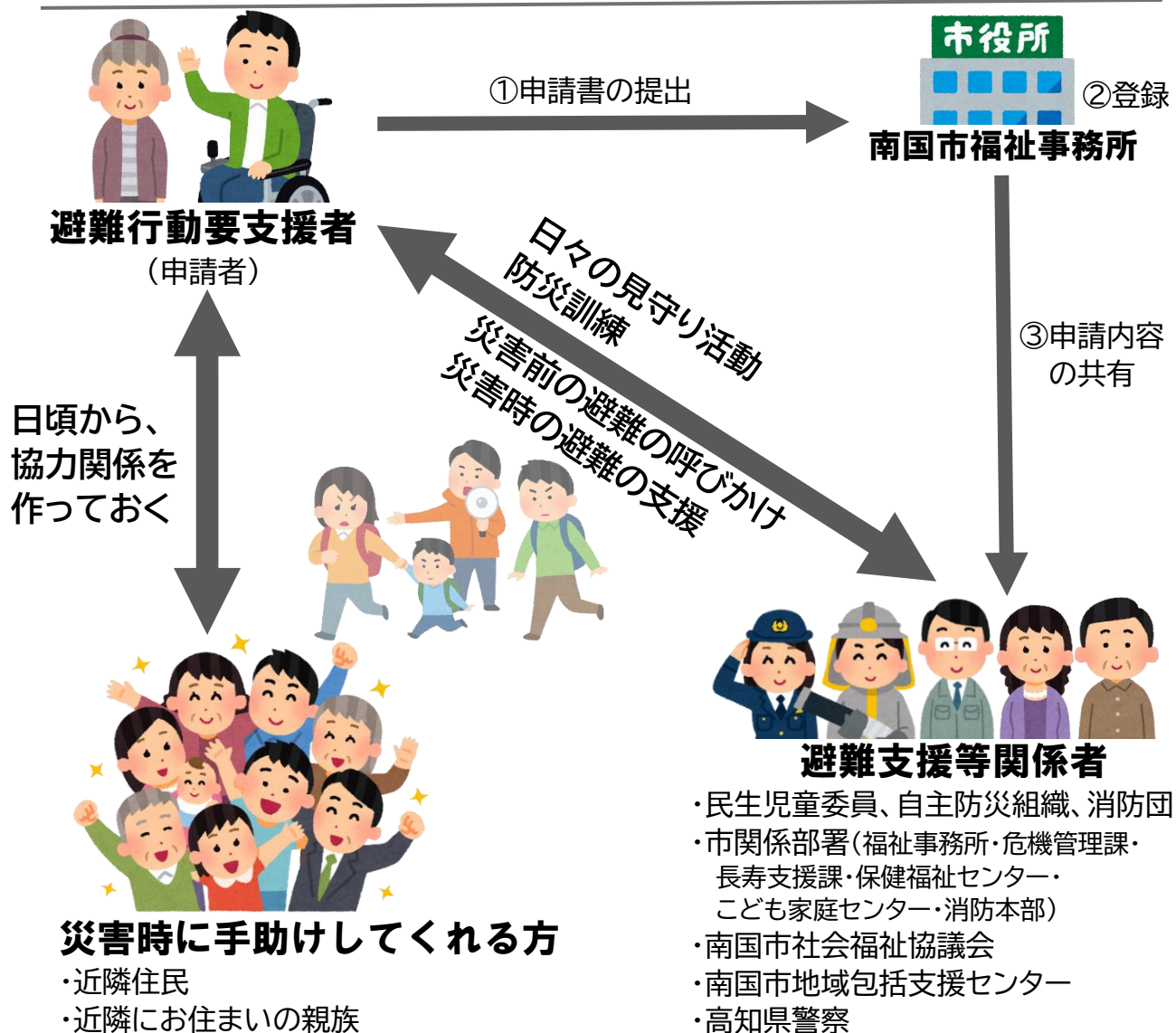
「避難行動要支援者(要配慮者)台帳 登録申請書」を南国市福祉事務所へ提出。

②. 南国市の避難行動要支援者(要配慮者)台帳システムに登録されます。

③. 登録内容を南国市福祉事務所が、地域へ情報提供をします。

福祉事務所 地域福祉支援係から、各避難支援等関係者へ登録者の名簿(民生児童委員、地域の自主防災組織については登録者の台帳も併せて)を提供します。

■ 避難行動要支援者制度のイメージ



※あくまでも善意と地域の支え合いの精神に基づき支援を行うものであり、災害時に支援ができない場合において、法的な責任が伴うものではありません。

申請・お問い合わせ先

南国市福祉事務所 地域福祉支援係

〒783-8501 南国市大堀甲 2301 番地 ☎088-880-6566